

(案)

資料4

<補足>

【標準服導入の基本的な考え方】

- 1 標準服の導入は、特に経済性の観点から、各学校の既存の制服に加えて、生徒・保護者に新たな選択肢を提供することを目的とするものであるため、両方を購入する必要はない。
- 2 各学校の既存の制服を廃止するものではない。また、標準服の着用を義務付けるものでもない。
- 3 令和9年度の新2年生、新3年生についても、希望すれば標準服を着用することができる。
- 4 標準服のアイテムは、ブレザーとボトム（スラックス・スカート）のみ。カッターシャツ、ブラウス、リボン、ネクタイ、エンブレムは標準服のアイテムに含まれない。
- 5 カッターシャツ、ブラウスについては、各学校で決められているものを着用する。
リボン、ネクタイ、エンブレム等の着用など、着こなし等の運用面については、各学校で判断する。
- 6 基本仕様書と同じ又は同等であれば取り扱いを認めることとしているため、各縫製メーカーが取り扱う商品ごとに生地素材や色合いなどが若干異なることとなる。また、伸縮性や耐久性といった機能面も異なることとなる。そのため、販売価格も各販売店によって異なることとなる。
- 7 標準服を取り扱う事業者、販売店の一覧をWeb上で公表する。

【スケジュール<案>】

令和7年10月	・各区校長連絡会、中学校部会で、基本方針、基本的な考え方、スケジュール案を周知
11月下旬	・アンケート実施
12月	・名古屋市のWebサイトにて、仕様書・デザインを公表
12月～1月	・名古屋市のWebサイトにて、アンケート結果の公表 ・取扱縫製メーカー、販売店の申請受付開始
令和8年9月	・名古屋市のWebサイトにて、取扱事業者、販売店の一覧を公表
10月	・各中学校にて、令和9年度入学説明会の開催（～11月）
令和9年4月	・標準服の着用開始